

公衆衛生看護を語ろう

「保健師の活動を活動記録で見せる化しよう～わかりやすく、役に立つ記録～」

実践の場から 話題提供 2

大阪府四條畷保健所 伊東明美

1 大阪府における保健師記録の現状について

○保健師の訪問・面接記録の実態は、先輩保健師の記録が必ずしも新任保健師にとって見本になる記録と限らない。現状では自身の行動、相手の反応を逐一記録して小説のような記録や、訪問場面でのやりとりから得た事実や情報をすべて記載し長い記録になっていたり、目的に沿って得た情報を整理・選別し、相談記録として記載することが出来ていない。

記録は保健師が訪問・面接等において、状況をアセスメントし、支援内容や今後の支援方針等について報告するものであり、訪問後情報を整理しながら記録することで、訪問目的や支援対応が適切であったか等、保健師の相談支援のスキル向上にも繋がり、これが保健活動の質の向上にも繋がることになる。

2 大阪府の母子の記録について

○大阪府保健所における母子の支援対象：医療的ケアを有する児・小児慢性疾病児等。

○母子記録に関する様式は「母子相談記録票」をはじめとしてたくさんの様式が作成されているが、H27年度から虐待に関するチェックシートが記録様式として追加された。

<子ども虐待スクリーニングシート>

○H27年4月から虐待死亡事案が出たことを受けて、虐待の疑いを見極めるためのツールとして「子ども虐待スクリーニングシート」が導入された。養育者用と子ども用の2種類ある。これにより虐待の支援方針等の判断は保健師個人では行わず、チームメンバーや上司と協議し、組織で判断することになる。

- ・対象：保健所で支援する全ての子どもに対して使用。
- ・様式：①「養育者用」：初回に関わるとき記入し、支援する子どもの家族に虐待リスクがあるかどうかを客観的に判断するツールで一度判断した評価は変わらない。
②「子ども用」：定期的な情報収集や、新たに情報を入手したとき記入し、子どもや養育者、環境の変化が虐待リスクの増減の評価に与える影響を判断する。
- ・チーム会議：子ども虐待スクリーニングシートの検討を毎月実施し、情報共有するとともに、チーム員で虐待評価の最終評価をする。リスクが高いと判断した事例は、所属長が入った所内検討会に報告・確認するし、必要時通告の判断をする。

○すべての母子支援ケースに「子ども虐待スクリーニングシート」を活用して事例検討することにより、新任期や母子経験のない保健師も多い中、個別支援のポイントを抑えることが出来るようになって相談支援のスキルも向上している。また支援の根拠や判断のポイントを理解することで記録の精度を上げることに繋がっている。

○毎月実施する検討会議はチームにとって負担も多いが、事例検討を重ねることが、相談の支援の質を上げ、記録の質も向上させることに繋がり、相乗効果となっている。